《裁定委員会・規律委員会からのお知らせ》

2024年7月 一般社団法人岡山県バスケットボール協会 裁定委員会・規律委員会 委員長 佐々木 俊幸

一般社団法人岡山県バスケットボール協会(以下、本協会とする)では、本協会所属チーム・指導者・関係者等に関する、各種ハラスメント事案・倫理事案に関する相談窓口として、「裁定委員会」及び「規律委員会」を設けています。「裁定委員会」及び「規律委員会」では、事実関係などを調査して対象となる事案の場合には、その内容に応じて所属チーム・当該者に対して然るべき対応(処分など)を行います。

ただし、「裁定委員会」及び「規律委員会」で取り扱える範疇外の相談の場合も有りますので、予め了 承下さい。

1. 対象者

本協会の役員及び本協会に加盟するチームのコーチ・選手・チーム関係者並びに公認審判員

2. 対象となる行為及び懲罰の種類

本協会 裁定規定 第2章〔懲 罰〕及び 規律規定 第2章〔懲罰の種類等〕に定める。

3. 相談窓口を利用できる者

本協会の役員及び本協会に加盟するチームのコーチ・選手・チーム関係者並びに公認審判員なお、匿名および連絡先が不明の場合は、相談への対応を進めることができません。

「チーム関係者」の例

- ●対象となる行為者の家族・知人・所属チームのチームメイト・スタッフ等
- ●加害者・被害者と直接的な関係が無い場合も、「現場を目撃し、記録(撮影等)した」等の確固たる根拠がある場合は利用できます。「人伝いにうわさ話を聞いた」等の、根拠が不確かなものは取り扱うことができません。

4. 事案に係る対応

① 相談:

具体的な内容(いつ、誰が、誰に対して、どのようなことをどのように行ったのか等)を、時系列に沿って明確に整理された上でご連絡下さい。また、相談内容に関する相当な根拠をできる限り示してください。「裁定委員会」「規律委員会」にて概要を伺い、取扱の対象となる範囲かどうか確認いたします。

② 事実関係の確認:

処分を行うにあたって、必ず行為の事実関係を明確(客観的)にする必要があります。このため

に、処分等の可能性があると思われる事案については、詳細なヒアリングを行います。詳細なヒア リングを行っても、必ずしも処分手続に進むとは限りません。

事実関係の確認は、「裁定委員会」「規律委員会」で行います。公平性の観点から相談者の主張のみに沿って確認を進めることはできませんので、行為者に対しても当該事案の行為等を提示し、確認したうえで弁明の機会を与えます。

③ 処分の決定:

確認できた事実関係に基づき、必要に応じて処分内容を決定します。処分は、本協会に直接加盟・登録している者・団体に対して、その加盟・登録に関する制限(例:注意、厳重注意、資格停止、資格取消など)をするものです。それ以外の、本協会が現場に出向いての仲裁、指導をする等の対応はできません。

事実関係の確認から処分決定に至るまでには一定の期間を要します。また、係争中の事案については、処分の決定が進められない場合があります。処分内容の開示は、相談者が被害者である場合に、その請求に応じて結果のみをお知らせします。審議の過程及び内容の詳細についてはお伝えできません。また、処分について本協会の範疇を超える事案に関しては、公益財団法人日本バスケットボール協会に相談し、処分決定を致します。

④ 個人情報の取り扱い:

事実関係の確認のためにお聞きした個人情報は、「本協会 個人情報保護方針」に基づいて相談の 事案処理のみに利用します。

なお、当該事案に関しては、必要に応じて公益財団法人日本バスケットボール協会及び本協会加 盟団体等に提供する場合があります。

【相談窓口】

郵送: 〒710-0803 岡山県倉敷市中島 199-3 SAKURA 202 号室

E-mail:okayama.oba@gmail.com

宛先:一般社団法人 岡山県バスケットボール協会 裁定・規律委員会 委員長 佐々木俊幸 宛